



千葉労働局発表  
平成21年4月16日

	千葉労働局
担	労働保険徴収課長 深野三好
当	同 課長補佐 鎌形宰一
	電話 043(221)4317

## 労働保険料年度更新（申告・納付）手続きの時期の変更と

### 保険料率の改定について

千葉労働局（局長 千葉秀木）管内には、労働保険年度更新対象が約5万事業場あり、事業主は、毎年度労働保険年度更新を行う必要があります。

この手続期間が平成21年度からは、6月1日から7月10日までの間に変更になります。

また、平成21年4月1日から労災保険率等及び雇用保険料率が改定されるため、平成21年度の概算保険料から、改正後の労災保険率及び雇用保険料率で申告することとなります。

これらの申告・納付は、最寄りの金融機関・郵便局、各労働基準監督署又は千葉労働局で、7月10日まで受け付けています。

#### 1. 年度更新申告・納付期間の変更について

平成19年6月30日に、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、従来4月1日から5月20日までであった労働保険料の申告・納付の期間が、平成21年度より6月1日から7月10日までに変更となります。

#### 2. 労働保険料率の改定について

##### (1) 労災保険率

現行54業種の労災保険率は、別添（参考資料1）のとおり改定となります。

労災保険率が引上げとなる業種は5業種、引下げとなる業種は38業種、据置きとなる業種は11業種です。

労務費率（請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率）は、別添（参考資料2）のとおり改定となります。

第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険率は、別添（参考資料3）のとおり改定となります。

## （2）雇用保険料率

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）」第12条第5項、第8項等の規定に基づき、平成21年度の雇用保険料を1000分の4引下げ、1000分の11（農林水産業及び清酒製造業については1000分の13、建設業については1000分の14）となります（別添、参考資料4）。

## （3）労働保険料率の適用

平成21年度の概算保険料の申告から、労災保険率及び雇用保険料率が変更となります。

平成20年度の確定保険料は、旧労災保険率及び雇用保険料率によって申告することになります。

## 労働保険年度更新関係資料

### 1 労働保険とは

労働保険とは、労災保険法による労災保険と、雇用保険法による雇用保険とを総称した言葉ですが、単に労災保険と雇用保険の総称であるにとどまらず、両保険を総合的・不可分一体的にとらえた言葉です。

労働保険は、法人・個人を問わず、労働者をひとりでも使用している事業所は、必ず加入することが法律で義務づけられています。

#### 労災保険

労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とし、政府がこれを管掌することとされています。

#### 雇用保険

雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、失業中の生活の安定を図りつつ再就職を促進するとともに、高年齢者・育児休業取得者等の雇用継続のための在職者給付を行うほか、失業の予防、雇用の安定・改善、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とし、政府がこれを管掌することとされています。

### 2 年度更新とは

年度更新とは、前年度の保険料の精算と新年度の保険料を概算で申告・納付をする手続です。

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算することになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者のみ。）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険率を乗じて算定することになっています。

労働保険の保険料は、概算で申告・納付し、翌年度に確定申告のうえ、精算することになります。

したがって、事業主は、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料を申告・納付することが必要です。

これを年度更新といい、平成21年度については6月1日から7月10日までの間に手続を行うことが必要です。

### 3 労災保険率等の改定

労災保険率は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」及び同法に基づく政省令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して事業の種類ごとに決定することとされており、平成17年3月に策定した「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定されます。

このことから、平成21年4月1日より、 労災保険率、 労務費率、 第2種特別加入保険料率、 第3種特別加入保険料率が改定となります。

### 4 労務費率

労災保険は、建設事業については、原則として元請負人が事業主となる（徴収法第8条第1項）ため、元請負人はその事業の一部を下請負人に施工させる場合には、下請負人に使用される労働者の賃金を含めて賃金総額を正確に把握し得ないものについては、その事業の請負金額に事業の種類ごとに定められた一定率＝労務費率を乗じた額を、その事業の賃金総額とみなすこととしています（徴収法施行規則第13条第1項）。

## 5 第2種特別加入

### 1. 一人親方その他の自営業者とその者が行う事業に従事する者

#### (1) 一人親方その他の自営業者

特別加入することできる一人親方その他の自営業者は次に該当する者で常態として労働者を使用しないで事業を行う者に限られています。

自動車を使用して旅客又は貨物の運送の事業を行う者

土木、建設等の事業を行う者

漁船による水産動植物採捕の事業を行う者

林業の事業を行う者

医薬品の配置販売の事業を行う者

再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を行う者

#### (2) 一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者

ここにいう「事業に従事する者」とは、労働者以外の者で、その事業に常態として従事する家族従事者がこれに該当します。

### 2. 特定作業従事者

特定作業従事者には、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、職場適応訓練従事者並びに事業主団体等委託訓練従事者、家内労働者及びその補助者、労働組合等常勤役員、介護作業従事者がこれに該当します。

## 6 第3種特別加入

### 海外派遣者

海外で行われる事業に派遣される労働者で、次の者に限り、特別加入が認められています。

国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く。）を行う団体から開発途上地域で行われている事業に派遣される者

日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に労働者として派遣される者

日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人）以下の労働者を使用する事業に代表者等として派遣される者

なお、単に留学する者や現地採用者は、海外派遣の対象とはなりません。

## 7 雇用保険料率の改定

現下の厳しい雇用失業情勢により、労働市場においては、派遣労働者、パートタイム労働者、契約社員等の非正規労働者が増大する中で、特に、これら非正規労働者の雇用調整の動きの急速な拡大として顕在化し、非正規労働者に大きく影響を与えつつあります。

このような状況の中で、政府全体として生活支援策の強化のための経済対策が決定され、雇用保険についても、セーフティネット機能の強化等とあわせ、家計緊急支援対策の一環として、国民（家計と企業）の負担軽減の観点から、平成 21 年度限りとして雇用保険料率が引き下げられました。

具体的には、失業等給付に係る雇用保険料率が、平成 21 年度に限り 0.4% 引き下げられます（一般の事業の場合、1.2% 0.8% に、農林水産業及び清酒製造業及び建設業の場合、1.4% 1.0% を労使折半）。

この他、事業主は二事業に係る雇用保険料率（一般の事業、農林水産業及び清酒製造業の場合、0.3%、建設業の場合、0.4%）を負担することとなります。

## 8 雇用保険料率表

事業の種類	改定後 (平成 21 年度概算保険料の計算に使用)			改定前 (平成 20 年度確定保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
一般の事業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000	15 / 1000	9 / 1000	6 / 1000
農林水産、清酒 製造の事業	13 / 1000	8 / 1000	5 / 1000	17 / 1000	10 / 1000	7 / 1000
建設の事業	14 / 1000	9 / 1000	5 / 1000	18 / 1000	11 / 1000	7 / 1000

## 9 自主申告・自主納付

労働保険は、事業主による自主申告と自主納付を前提として運営されている制度であり、労働保険制度が円滑に運営されるためには、事業主の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠になっています。

年度更新の未申告事業主に対しては、労働基準監督署、千葉労働局から申告の指導を行うこととしています。

## 10 千葉労働局の重点対策として

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

しかしながら、未だ労働保険の加入手続をされていない事業主も多く存在しています。

千葉労働局では、これらの未手続事業の解消を、平成21年度の労働保険適用徴収業務の重点項目として取り組むこととしています。